

令和6年度 財政援助団体監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
 2 監査対象 四日市市職員共済会
 総務部 人事課（財政援助に関する事務の所管所属）
 3 監査実施期間 令和6年11月26日

【四日市市職員共済会】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

| 意 見 | 措置（具体的内容）・対応状況 |
|---|---|
| ① 職員の福利厚生について【有効性の視点】 共済会は市の補助事業により職員に健康で勤務し続ける環境を整える責務があることを重く受け止め、福利厚生事業の見直しの際には、あらゆる角度から慎重に検討すること。 | 【措置済】 令和7年3月18日 福利厚生事業の実施については、これまでも理事会や評議員会を通して、職員の幅広い意見を反映させるように取り組んできた。さらに、令和7年度からは、長年実施してきた会員利用券事業を抜本的に見直し、社会情勢の変化への対応、幅広いサービスを職員に提供し、職員の元気回復等の福利厚生事業の充実を目的に、複合型福利厚生代行サービスを導入した。 |
| ② 共済会事務局の見直しについて【有効性の視点】 共済会事務局は総務部人事課内にあり、補助金の交付先と交付元が異なる立場ながら同じ職員が担当している。今後の共済会事務局の運営方法について検討を行うこと。 | 【措置済】 令和6年11月27日 業務の性質上、担当を分けることが難しく同じ職員が担当する方が進捗等を含め効率的であると考えられる。一方でその状況だと内部統制等が弱いというデメリットがあるため、人事課内において共済会業務に携わらない職員を決裁のルートに入れ、チェック体制を強化した。 |
| ③ 繰越金の活用方法について【有効性の視点】 令和4年度から令和5年度にかけて増加している繰越金については、職員に還元できる方策を検討すること。 | 【措置済】 令和7年5月1日 これまでの会員利用券事業に代わるものとして、令和7年度より複合型福利厚生代行サービスを導入した。 |
| ④ 会員利用券の記載について【合規性の視点】 対象施設から提出された、使用済み会員利用券に記載漏れが見受けられるため、会員に記載方法を周知したうえで、利用券を受領する施設にも確認の徹底を依頼すること。 また、対象施設から提出された請求書の宛名が以前の会長名になっているものが見受けられるため、請求書が提出された際には十分に確認を行い、対象施設へ指導すること。 | 【措置済】 令和7年3月31日 会員利用券の記載方法、請求書の宛名については再度周知を行い内容を改めたところであるが、会員利用券事業については令和6年度をもって終了し、令和7年度より複合型福利厚生代行サービスを導入した。 |

【総務部 人事課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

| 意 見 | 措置（具体的内容）・対応状況 |
|---|--|
| <p>(2) 市と共済会事務局の事務が混在し、チェック体制が整わないリスク</p> <p>共済会事務局は総務部人事課内にあり、決裁は共済会と人事課の同じ職員が行っている。業務上、立場が不明確になり内部統制が効きにくくなる可能性があるため、人事課の決裁には共済会担当以外の職員を含めるなど改めること。</p> | <p>【 措置済 】 令和 6年11月27日</p> <p>共済会業務に携わらない人事課の職員を決裁ルートに入れ、チェック体制等を強化した。</p> |

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし